

# 令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第11回総会

日時：令和2年1月22日(水) 午前10時～  
場所：都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 21

## — 会 議 次 第 —

### 議 事

#### 1 答 申

「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案

#### 2 受理報告

#### 3 その他

### 【審議資料】

資料1 「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案について

資料2 受理報告

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第11回総会 座席配置

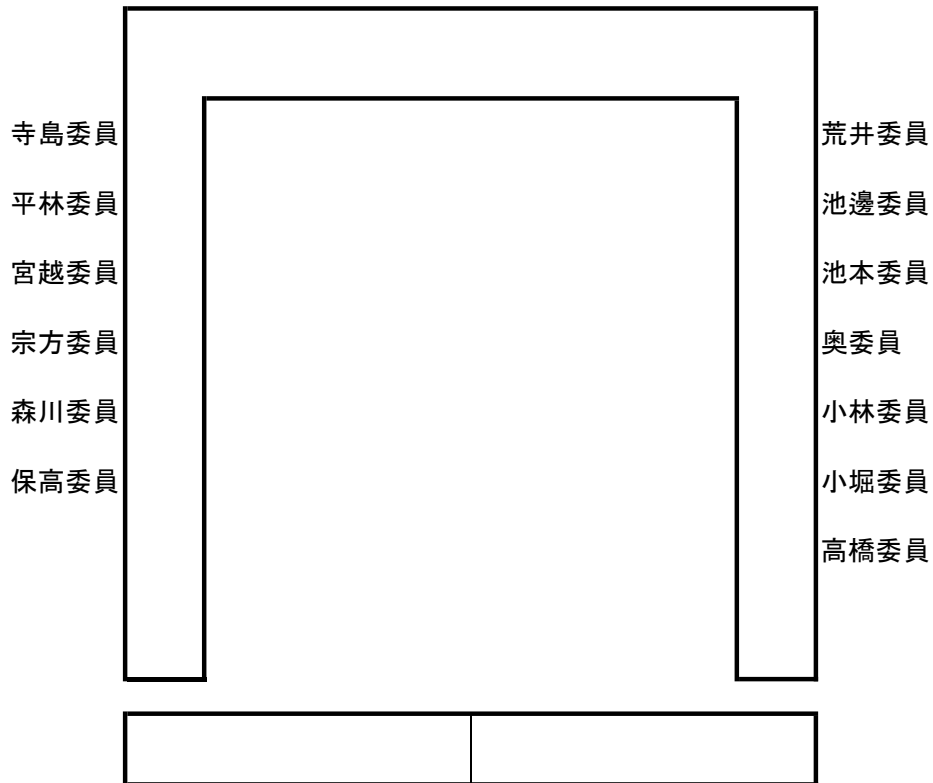
日時：令和2年1月22日（水）午前10時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

第  
二  
部  
会  
長

審  
議  
会  
会  
長

第  
一  
部  
会  
長



事務局

資料 1

令和2年1月22日

東京都環境影響評価審議会  
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会  
第一部会長 齋 藤 利 晃

「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

## 「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」に係る環境影響評価書案について

## 第1 審議経過

本審議会では、令和元年6月26日に「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

## 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

## 【大気汚染】

既存施設から煙突の高さが変更されることによる影響について、住民から大気汚染への懸念が示されていることから、高さを決定した経緯について十分な説明を行うこと。

## 【騒音・振動】

工事用車両および廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音について、本事業による影響は小さいとしているが、現況において環境基準を超えている地点もあることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。

## 【自然との触れ合い活動の場】

計画地周辺には、玉川上水緑道や野火止用水緑道が存在し、利用者が多く存在することから、工事の施行に当たっては、環境保全のための措置を徹底し、緑道の利用者への影響を低減すること。

## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 元年 6 月 26 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 元年 8 月 26 日	・現地視察
部 会	令和 元年 10 月 18 日	・質疑及び審議
部 会	令和 元年 11 月 22 日	・質疑及び審議
公聴会	令和 元年 12 月 10 日	・都民の意見を聴く会を開催
部 会	令和 元年 12 月 19 日	・質疑及び審議
部 会	令和 2年 1 月 14 日	・総括審議
審議会	令和 2年 1 月 22 日	・答申

## 受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事後調査報告書	・(仮称) 有楽町一丁目計画建設事業	令和元年 11 月 28 日
	・(仮称) 八王子高尾商業施設計画	令和元年 12 月 9 日
2 変 更 届	・東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業	令和元年 11 月 25 日

## 12月受理報告に係る助言事項一覧 (事業者回答)

報告年月日：令和元年12月20日

### ■事後調査報告書

事業名：西品川一丁目地区再開発計画（工事の施行中その3）

項目	助言事項	事業者の回答	
土壌汚染	1	<p>土壌汚染としては78ページに「工事の施行中その1、その2において報告済である」と記載されているが、環境保全のための措置の欄に書かれている鉛以外の項目の濃度・範囲等の情報は、その1、その2に記載されているという理解でよいのか。それをここで報告済としているということは、そもそも今回の報告書に載せる必要はあったのか。</p>	<p>土壌汚染については「事後調査計画書」において、工事中の報告の都度にご報告することとしていたため、報告に漏れがないよう、対策が完了済みであることを報告させて頂きました。</p>
地盤	1	<p>18, 20ページ：No.3とNo.4は平成29年8月に実施されたアスファルト切削工事により亡失したと説明されています。</p> <p>①累積変動量を前月と同じとしています。この理由を説明すべきです。観測点の変更が計画外であり新旧観測点の地盤高を比較できていないのであれば、8月の変動量は記載できません。また、累積変動量もH29年8月以降とそれ以前で分けて新旧観測点が区別できるように記載した上で、調査結果を評価すべきと考えます。</p> <p>②新観測点選定の妥当性について説明を追記すべきと考えます。特にNo.4は新旧観測点の地盤高が1m程度異なっており、妥当であるか疑念がありました。</p>	<p>① 観測点の亡失は掘削工事の終了から約1年が経過した時点で起きており、その間、地盤高に著しい変動が生じていないことから、地盤高が変動する要因はないものと考え、前月と同じ累積変動量としていました。これについてはご指摘のとおり、工事の完了後の報告においては新旧観測点を区別して記載させて頂きます。</p> <p>② 新観測点選定については旧観測点から近く、同様の地層上（No.3は沖積低地、No.4は洪積台地）の地点としました。No.4は坂道上にあるため、新旧地点で高低差が生じました。</p>
水循環	1	<p>41, 43ページ：No.1-1, No.2-1, No.2-2は誤って喪失したと説明されています。</p> <p>①本文やグラフにおいては、新旧観測井の違いが分かるように記載すべきです。</p> <p>②本計画では、工事期間中を通じた観測が求められていました。長期間の欠測は各工事の影響把握や対応に支障をきたすことも考えられます。再発防止のための十分な措置を講じて頂くべきと考えます。</p>	<p>① ご指摘のとおり、工事の完了後の報告においては新旧観測井の違いが分かるよう記載させて頂きます。</p> <p>② 工事の完了後の調査においては、長期間の欠測が生じないように、地下水位計のデータ回収を定期的実施しています。</p>

事業名：株式会社村尾組五日市工場採石拡張事業（工事の施行中その2）

項目	助言事項	事業者の回答
大気汚染	1 本事業では粉じんの発生が対象ですが、適切な対応が取られていると思われました。	引き続き、粉じんの発生防止に努めてまいります。
水質汚濁 (生態系)	1 場外に汚濁水は流出していないとのことですが、台風などの大雨の際にも調整池が機能しているとのことでしょうか？そうであるならば、荒天時も含めて汚濁水が流出していない点を明示した方が安全側に運営されていることがわかって良いと思えます。また、水質汚濁の項目にも汚濁水が流出していない点を記載した方がよろしいかと思えます。	<p>荒天時を想定した汚濁水が流出しない洪水調整地の設計、設置を行っています。</p> <p>今後も定期的な洪水調整地の浚渫管理を徹底するとともに、豪雨が予想される場合には、事前に場内排水路、洪水調整池等の整備を強化して、汚濁水の流出防止に努めてまいります。</p> <p>なお、次回からの事後調査では、水質汚濁の項目においてもその旨がわかる記載とします。</p>

事業名：杉並清掃工場建替事業（工事の完了後）

項目	助言事項	事業者の回答
騒音・振動	1 騒音の測定結果の一部が規制基準値を上回っています。周辺の道路交通騒音など暗騒音の影響が大きいということで仕方がない面はあると思いますが、それを理由に今後の対応がおざなりにならないように注意が必要だと思います。今後、施設内機器のメンテナンス・更新の機会には、可能な限り、低騒音型の機器の導入、施設内での騒音低減対策の実施を検討するように努めてください。	施設の稼働に伴う騒音の影響については今後も注意してまいります。また、機器メンテナンス、更新の際には対策を検討するよう努めてまいります。
廃棄物	1 再資源化率が低いですが、他に対策は検討していないのでしょうか。灰溶融施設の再稼働の見通しはないのでしょうか。	現在のところ灰溶融施設の再稼働の見通しはございませんが、主灰のセメント原料化を推進してまいります。
	2 p. 145 灰溶融処理を休止していることで資源化率が予測に比べて大きく下回ることとなりました。今後、より環境負荷の小さい資源化や処理処分の方法を検討していただきます。	当組合全体として、主灰のセメント原料化を推進してまいります。また、飛灰の資源化等の新たな取組みに努めてまいります。



事業名：東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連続立体交差事業（工事の施行中その5）

項目	助言事項	事業者の回答
騒音・振動	1 苦情対応において、対応結果に「理解いただいた」という記載が多いのが気になります。その都度、工夫や対応をされているようですが、その結果が本当に改善して、同じ方の苦情がなくなったのか、それとも苦情者が我慢されているのか、その後のフォローどうなのでしょう。	苦情は、別の方々からのものが主であり、寄せられた期間も約1年半に亘って分散し、短期間に集中していませんでした。なお、苦情のほとんどが、夜間作業において突発的もしくは、短時間に発生する音でしたが、その都度、作業方法の見直しや工夫、騒音低減対策により、周辺環境を改善したことで、ご理解をいただいたと認識しております。 今後も引き続き、周辺環境に十分配慮して、事業を進めてまいります。
	2 生活環境の近傍における工事であり、特に夜間に十分な配慮が求められるように感じました。今後も夜間作業があるのであれば、必要継続対応中の苦情対応があるようなので、引き続き、十分な配慮の上、実施していただけたらと思います。	夜間工事に際しては、今後もこれまで同様、十分に配慮した上で工事を行い、周辺環境への影響を少しでも低減するように努めてまいります。
廃棄物	1 再利用に努められているように感じます。引き続き、環境負荷の小さい工事にしていっていただきたいと思います。アスベストの対応も詳細に記載いただいていたのでわかりやすかったです。	—

事業名：(仮称) 東京港臨港道路中防内5号線、中防外5号線及び中防外3号線道路建設計画（工事の施行中その3）

項目	助言事項	事業者の回答
大気汚染	1 事後調査により、船舶影響や二酸化硫黄といったこの案件ならではの事項も含め、大気環境が良好に保たれていることが確認できました。	—
廃棄物	1 廃棄物の混在する建設発生土について、「運搬した」とだけ記載されている箇所がいくつかあるが、「運搬して適正に処理・処分した」と最後まで記載すべきではないでしょうか。また、再資源化率が「—」となっていますが、分別して再資源化することなく最終処分しているのであれば0%と記載すべきではないでしょうか。	「運搬した」という記載につきましては、次回からご指摘の通り記載させていただきます。 また、再資源化率につきましては、予測を行っておりませんので「—」と表記致しましたが、次回以降の事後調査報告書においては「0%」と記載します。

■変更届

事業名：都営長房団地建替事業

項目	助言事項	事業者の回答
全般	<p>1</p> <p>いくつか項目について、「現在、事業計画が未定な区域について、具体的な事業計画が定まった時点で予測の見直しの有無を再検討し、必要に応じ再予測を行うこととする」とあります。今回の変更届では、「他のプロジェクトにおいて開発・運営維持管理を行うことにより、計画区域から除外される」としてはいますが、元々は上記と同じように具体的な計画が決まった後に検討をおこなうべき地域ではなかったのか。これでは事業者が変わったのでやらなくて良いように読めてしまいます。</p>	<p>今回、計画区域から除外したのは、都営長房団地の建替により創出した用地を活用し、生活中心地の形成を図る「八王子長房地区まちづくりプロジェクト」の区域等となります。</p> <p>本プロジェクトは、事業者を募集してスーパーマーケット等の設置や、医療や介護のサービスを提供するものであり、条例の対象である「住宅団地の設置」の区域から除外されるものと考えます。</p> <p>なお、現在、事業計画が未定な区域については、現時点では予測の見直しの有無を再検討することは困難であり、今後の事業計画が定まった時点で、条例に従って必要な手続きを行ってまいります。</p>

事業名：株式会社村尾組五日市工場採石拡張事業

項目	助言事項	事業者の回答
全般	<p>1</p> <p>事業期間の延長については理解しましたが、なぜこのタイミングで変更届がだされているのか疑問に思います。この間、状況の把握はできていなかったのか。また、表土の処理については問題なかったのでしょうか。</p>	<p>旧事業者が採掘区域内に堆積していた土砂の量を事前に把握できず、処理にどの程度の期間を費やすのか予想ができませんでした。今回、処理が終了し事業の延長期間が明らかとなったため、変更届を提出しました。</p> <p>なお、土砂は全て事業区域内に仮置きしており、今後、埋め戻し材として活用します。</p>

## 1 月分受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和2年1月22日

### ■事後調査報告書

事業名：(仮称) 有楽町一丁目計画建設事業（工事の完了後）

項目	助言事項	委員
大気汚染	1 「地下駐車場の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度」の調査でA地点の計測高さ/換気口との関係はどのようになっていますでしょうか。また、A地点は「敷地境界付近の」というよりは「駐車場換気口の近傍の」と書いてあるほうが良いと思いました。 道路沿道でのNO <sub>2</sub> とSPMについて、特にSPMは自動車NOx・PM法を遵守していればほぼ問題ないと考えられるため、公的な大気汚染常時監視局の結果とNO <sub>2</sub> 濃度で問題ないと判断しているのは妥当と思います。	森川委員
	2 自動車交通量の調査は9/11(火)～9/12(水)で行われていますが、予測は悪条件側で行われたと思います。なぜ、この日を調査対象としたのでしょうか。交通量が多い曜日などを念頭に調査を実施したということでしょうか。	池本委員

事業名：(仮称) 八王子高尾商業施設計画（工事の完了後）

項目	助言事項	委員
全般	1 本案件は、環境影響評価時から交差点付近の類似店舗との関係もあり渋滞が懸念されていたと記憶しています。交通量が通常状態になるまでの交通誘導員の配置のみによって渋滞の問題は解消されたと考えてよいでしょうか？その他に工夫があれば御教示下さい。近隣の店舗や小学校などと協力して対策を講じるなどなされましたでしょうか。	池本委員
大気汚染	1 本案件は、施設の供用後の交通量の増加や、それに伴う安全上の問題についての懸念が多く寄せられていたもので、それだけに工事完了後の事後調査結果の持つ意味は重要だと思っています。関連車両数は予測を下回っているとはいえ、施設供用以前との状況とは異なるわけですので、引き続き配慮いただければと思います。大気環境の状況は問題なさそうですので、運用面で車両数を抑制するための駐車場の有料措置を無料化したなど、状況にあわせて臨機応変に対応していただいていることは良いと思います。 関連車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の予測ですが、測定はしていないため、よりどころとなる根拠として、交通量が少ないことだけでなく、バックグラウンド濃度が低いことについても挙げておくと良いと思います。	森川委員
騒音・振動	1 一部に、予測値と事後調査での測定値の差がかなり大きいものがあります(表7.2-10(2)や表7.2-11(2))。工場騒音や児童の声、建物の反射音の影響等の不確定要素が多いため暗騒音の正確な予測が困難であることは理解できますが、事後調査の結果と比較することを見据え、できるだけ現実的な予測値になるような努力をしていただきたいと思います。	高橋委員

事業名：(仮称) 八王子高尾商業施設計画（工事の完了後）

項目	助言事項		委員
騒音・振動	2	p.72、多くの事後調査結果（L <sub>A5</sub> ）が予測結果や規制基準を上回っていますが、丁寧な考察と必要に応じて対応が必要ではないでしょうか。	池本委員
廃棄物	1	ビン及びビニールの再資源化率が予測と比べて下回っていますがどのような理由によるものでしょうか。特に、ビニールは固形燃料としての利用なので再資源化率を高められそうに感じますが。	池本委員

■変更届

事業名：東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業

項目	助言事項		委員
大気汚染	1	<p>工事期間・建設機械稼働状況を反映するばかりでなく、予測に影響のある多くの条件についても見直した結果、評価の結論が変わることがないことを確認しました。</p> <p>建設機械の排出原単位が更新されていますが、原単位はそれらの機械の全体的な平均値としての評価であるため、（記載していただいたように）最新の排出ガス対策型建設機械をできる限り用いるようにしてください。また、工事の施工中の寄与がそれなりに大きいことには変わりありませんので、引き続き建設機械の稼働による濃度の低減について努めていただきますよう、お願いいたします。</p>	森川委員
騒音・振動	1	<p>計画変更後も騒音・振動の最大レベルにほとんど変化はありませんが、ともに評価指標（勧告基準）をギリギリで下回る程度です。常に適切な対策を施しつつ、工事を進める必要があると思います。</p>	高橋委員